国内航空宅配便運送約款

国官産物第二三六一人二号認可年月日平成三一年四月一日

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　本約款にいう航空宅配便は、航空宅配業者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。）が行う貨物の運送に係る第二種利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する事業をいう。）として提供する運送です。

（定義）

第二条　この約款において「荷送人」とは、この約款における一個の荷物又は複数の荷物について、運送契約を締結したものとして送り状にその名称が記載されている者をいいます。

2　この約款において「荷受人」とは、当社が荷物の運送に関して荷送人と契約を締結する者で、送り状にその名称が記載されている者をいいます。

3　この約款において「一個の荷物」とは、一人により荷送人から一時に一か所で受託され、運送され引き渡される一個の荷受人に宛てて、一通の送り状で運送される一個の物品をいいます。

4　この約款において「送り状」とは、荷受人又は荷送人に代わり作成される、荷送人と当社との間の荷物の運送に関する契約を証する書類をいいます。

（適用の範囲）

第三条　この運送約款は、航空宅配便の荷物の運送に適用されます。

2　この運送約款に定めのない事項については、法令、当該荷物の運送に定められた運送約款又は一般の慣習によります。

3　当社が、この運送約款に付帯する荷物の運送を当社が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載しまたは表示した書類（以下「付帯運送書類」という。）の運送約款（以下「付帯運送約款」という。）の定めるところによります。

4　当社と荷送人との間の運送に関する契約は、この運送約款、法令、付帯運送約款及び当社が荷送人に交付する送り状その他の荷物の運送に関する書面の記載内容によります。

（運送の範囲）

第四条　当社は、荷送人から荷物の運送の申込みを受けた場合には、荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号、荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号、荷物の個数、荷物の容積及び重量、荷物の品名、荷物の価額、荷物の引渡予定日（荷受人が荷物の受取を希望する日をいう。）その他荷物の運送に必要な事項の申込みを受けた場合に、当社の定める基準に適合すると認めたときは、荷物の運送を引き受けます。

2　当社は、荷送人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、荷物の運送を引き受けないことがあります。

一　荷送人が、この約款その他当社が荷送人に対して提示する運送条件に従わないとき。

二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して暴力を用いたとき。

三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、脅迫的な言動をしたとき。

四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、その信用を毀損し、又はその業務を妨害したとき。

六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員であると認めたとき。

七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたとき。

八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、自己、自己の親族又は自己の関係者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、自己、自己の親族又は自己の関係者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力的な要求行為をしたとき。

十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき。

十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、脅迫的な言動をしたとき。

十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、その信用を毀損し、又はその業務を妨害したとき。

十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

二十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

三十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

四十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

五十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

六十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

七十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

八十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

九十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百二十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百三十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百四十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百五十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百六十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十三　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十四　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十五　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十六　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十七　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十八　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百七十九　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百八十　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百八十一　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百八十二　荷送人が、当社又は当社の使用人に対して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員等であると認めたときに、これらの者を利用していると認めたとき。

百八十三　荷送